

長野県弁護士会紛争解決センター 災害ADR申立手続説明書【申立人様向け】

長野市妻科432番地
長野県弁護士会館内
長野県弁護士会紛争解決センター
TEL 026-232-2104
FAX 026-232-3653

当センターをご利用下さいまして、誠にありがとうございます。
本説明書では、当センターの災害時における紛争解決支援手続のご利用をお考えの皆様へ、申立てに必要な手続の流れをご説明いたします。

1 災害ADRの特色

弁護士会の災害ADR（裁判外紛争解決手続）は、通常のADRの特別として、被災者を支援する趣旨から、次の部分が異なります。

(1) 災害ADRの対象事件

災害ADRの対象事件は、弁護士会会長が指定した当該災害を原因とする民事紛争及び家事紛争です。

(2) 当事者の経済的負担の軽減

災害ADRでは、申立手数料は無料とし、成立手数料は通常のADRの半額となっています。

また、通常のADRでは、遠方への出張費用は当事者負担の規定がありますが、災害ADRについては適用除外となっています。

ただし、外部専門家に対する意見書作成手数料は、原則として当事者にご負担いただきます。

(3) サポート弁護士制度

- ① 申立時及び応諾時における当事者の事務負担を軽減するため、申立サポート制度及び応諾サポート制度を設けています。

これは、サポート弁護士が、当事者から事情を聴取し、申立書の作成を代行したり（申立サポートの場合）、回答書の作成を代行する（応諾サポートの場合）無料サービスです。

サポート弁護士の役割は、申立書又は回答書の作成をサポート（作成代行）する点にあり、和解期日に同行することはありませんのでご注意ください。

- ② 通常ADRにおいては、代理人が就いている場合を除き、面談による法律相談を受けた上で、相談担当者が作成した紹介状を申立書に添付することが必要ですが（法律相談前置主義）、申立サポート

を受けた場合には、この紹介状が不要となります。

当事者は、面談による相談だけでなく、電話でのやりとりでもサポートを受けることが出来、サポート弁護士により作成された書面は、サポート弁護士から直接事務局に送付されます。

2 災害ADR申立手続の流れ

- (1) 災害ADRを利用したい場合には、当センター宛てに電話(026-232-2104)をするか又は申込用紙をFAX(026-232-3653)する方法により、申立サポートの申込みをして下さい。申立サポートの利用は無料です。

当センターが選任した申立サポート弁護士が、あなた様宛に内容確認のお電話をし、申立書の作成など災害ADRの申立をサポートします。

- (2) また、復興支援ダイヤル(026-232-2777)での無料法律相談やその他の各種法律相談を受けた後、法律相談担当弁護士を通じて申立サポートを申し込むことも可能です。

この場合にも、改めて当センターが選任した申立サポート弁護士が、あなた様宛に内容確認のお電話をし、申立書の作成など災害ADRの申立をサポートします。

- (3) 申立サポートを受ける場合には、申立サポート弁護士のサポートに基づいて、申立を行って下さい。

申立書は、サポート弁護士があなたに代わり作成し、サポート弁護士から当センターに提出されます。

申立書の他に必要になる書類がありますが、サポート弁護士の説明に従ってご準備下さい。

災害ADR申立必要書類

- | | |
|---|------------------------------------|
| ア | 和解あっせん申立書または申立書(兼紹介状) |
| イ | ADR紹介状(申立サポートを受ける場合は不要) |
| ウ | 災害ADR用重要事項説明書(書面末尾に申立人の署名押印が必要です。) |
| エ | 証拠書類の写し(あるもの全て) |
| オ | 資格証明書(当事者が法人、法定代理人等の場合のみ必要) |

ア及びイは必須。ウ～オは追完可能です。

- (4) 当センターでは、被災者を支援する趣旨から、上記の申立サポート制度を設けておりますが、申立サポート制度を利用せずに法律相談を受けた弁護士に紹介状を作成してもらい、あなた様ご自身で申立書を作成して申立てることも可能です。

また、弁護士をあなた様の代理人に選任して、代理人の弁護士に申

立手続を委任する方法も取ることが出来ます。

申立サポートを利用されない場合の申立手続は、法律相談を受けた弁護士、又は代理人として選任した弁護士の説明に従って下さい。

なお、上記の手続にご不明な点、ご質問等がある場合は、当センターの上記連絡先までお問合せ下さい。

以上